

令和5年第5回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月11日（木）午後1時58分から午後2時13分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員（13人）

	1番	坂	政	和
	2番	笹山	勝	彦
	3番	荒道	秀	雄
	4番	鹿原		仁
	5番	堰合	とし	
	7番	浜谷	秀	雄
	8番	長根	義	則
	9番	久保	雅	庸
	10番	中城		司
	11番	郷州	公	典
	12番	土橋		剛
会長職務代理者	13番	横道	文	男
会長	14番	百目木	憲	一

4. 欠席委員（1人）

6番 阿部 範彦

5. 出席農地利用最適化推進委員（9人）

石鉢地区	森	正	浩
鳥屋部地区	堰合		繁
金山沢地区	向井	成	男
田代地区	水合	達	徳
登切地区	清水頭	保	孝
赤保内地区	桑原	英	世
大蛇地区	上山	清	治
道仏地区	糸坪	岩	雄
小舟渡地区	平戸	三	雄

6. 欠席推進委員（0人）

7. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理
について

第4 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の
許可について

8. 農業委員会事務局職員

参 事 (事務局長) 西 山 圭 一

総括主幹 (事務局次長) 森 淳

主 事 西 琢 郎

9. 総会の概要

事務局	<p>それでは、令和5年第5回農業委員会総会を開催します。 修礼を行いますので、ご起立ください。 礼。直れ。 農業委員会憲章を唱和します。</p>
全 員	<p>(農業委員会憲章唱和)</p>
事務局	<p>ご着席ください。</p> <p>はじめに百目木会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>一言お礼申し上げます。今年は、例年より早く桜の便りが届きましたけど、ここいくらか気温が落ち着いてきたと感じています。皆さんには春の農作業の合間の大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。私に残された会議の機会は残り6月、7月の2回ですが、皆さんに感謝しながら務めて参りたいと思いますので、何分よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、階上町農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長になることとなっておりますので、百目木会長よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員9名です。</p> <p>農業委員の数が過半数に達していますので、令和5年第5回階上町農業委員会総会を開催します。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。 日程第1、「会議録署名委員の指名について」を議題とします。 会議録署名委員は、議長において、1番 坂委員、4番 鹿原委員を指名いたします。 日程第2、「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>

委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、会期は、本日1日と決定します。 日程第3 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」の件を議題といたします。 それでは、事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第14号について朗読いたします。 1ページをお願いします。【議案朗読】</p> <p>それでは、報告第3号の詳細について説明いたします。 本件の番号1は、借借人が、貸借人より基盤強化法により借用して長芋畑としている農地について、まだ貸借期間がありますが、今回、借借人の体調不良のため今後、この農地の経営が出来ないことから貸借人が自分で経営することとなり、それぞれ双方合意の上解約するものです。解約をした日に引渡しをすることとなっていることから第18条第1項ただし書きに該当するので、同条第6項により1ヶ月以内の届出となっていることから受理したものです。 以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので採決します。報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」の件を終了します。</p> <p>次に、日程第4、議案第13号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件を議題といたします。 審議を行う前に、階上町農業委員会会議規則第24条の規定により、坂委員が議事参与の制限に該当すると認められますので、暫時の間、別室にて待機をお願いします。 (坂委員退出)</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>

委員	<p>それでは、議案第 13 号について朗読いたします。 2 ページをご覧ください。【議案朗読】</p> <p>議案第 13 号の詳細について説明いたします。 それでは、議案第 13 号の詳細について説明いたします。 番号 1 は、譲渡人所有の農地について譲受人に贈与するもので、現在、譲渡人は会社務めであり、令和 3 年に、当農地を相続しましたが、今後農業に従事する意志は無く、このまま放置されると農地の荒廃が進むことから、今後のこの農地の管理について、譲受人へ贈与し、水稻を作付けする予定となっております。 譲受人は現在も水稻、露地野菜、階上早生そばなどの生産を行い、農業を行っていることから農地法第 3 条第 2 項各号の規定には該当しないので、許可相当と考えます。 以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の桑原推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>5 月 2 日午後 2 時より、会長、森次長、西事務局員、坂農業委員、と私、業者の 6 名で現地を確認いたしました。内容については事務局のとおりでございますので、審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので採決します。議案第 13 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 13 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」件は、原案のとおり承認します。</p> <p>坂委員の入室を許可します。 (坂委員入室)</p>

議 長	これにて、本会議に付議された全案件が終了しました。 以上をもちまして、令和5年第5回階上町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	修礼を行います。 礼。 直れ。 ご着席ください。 令和5年5月11日 議事録署名者 議 長 _____ 百目木 憲一 _____ 1 番 _____ 坂 政和 _____ 4 番 _____ 鹿原 仁 _____